

# SEINENHOKORITSUKA 青年法律家

発行 青年法律家協会弁護士学者合同部会  
Japan Young Lawyers Association  
Attorneys and Academics Section

**N518**  
2014・4・25

〒160-0004 東京都新宿区四谷2-2-5 小谷田ビル5階  
☎ 03 (5366) 1131(代) FAX 03 (5366) 1141  
青法協H.P <http://www.seihokyo.jp>

## 大阪支部特集

- 明らかになった「大阪都構想」の虚構性…………… 大前 治  
大阪市職員思想調査アンケート国賠訴訟…………… 遠地靖志  
大阪市労組・組合事務所事件…………… 谷 真介  
WTC住民訴訟について…………… 西川大史  
いまダンス営業規制問題はどこまできているのか…………… 西川研一  
大阪での原発事故損害賠償訴訟について—原発賠償関西訴訟…………… 白倉典武  
ワタミグループ企業を相手とする損害賠償請求事件…………… 近藤ちとせ  
常任委員会地元企画「若者の貧困と将来の民主主義の危機」…………… 鈴木哲郎  
—奨学金苦・ブラックバイトの背景に潜む構造的な社会問題  
□『「基本構想」に基づく『新時代の刑事司法制度』の立法化に反対する意見書』(後半部分)



春爛漫(東京・東中野)

# 明らかになった 「大阪都構想」の虚構性



大阪 大前 治

橋下徹氏が率いる「日本維新の会」は、「大阪都構想」の実現を掲げている。そのキャッチフレーズは「決定権と実行力あるリーダーによる政治」「大阪府と大阪市の「二重行政の解消」など、シンプルで分かりやすい。しかし、その実態は、地方自治を弱体化して行政の責任を放棄する重大な問題がある。本稿では、その問題点を概観する。

## 「大阪都構想は事実上頓挫」の報道

二〇一二年に成立した大都市地域特別区設置法に基づき、現在、大阪府知事と大阪市長、および府議・市議各一〇名で構成される法定協議会（以下、法定協という）が設立されている。ここでは、

新たな地方公共団体を構成する「特別区」の区割りなどが策定されることになる。

しかし二〇一四年一月の法定協で、区割り案を

絞り込む橋下氏の提案は否決された。自民・民主・共産など野党に加えて、これまで都構想に協力的だった公明が反対に回ったからである。維新は過半数を占めておらず、公明党などの協力がない

ければ都構想を実現できない。

二〇一三年五月の「従軍慰安婦は必要だった」という発言で橋下・維新の支持率が急落し、さらに同年九月の堺市長選挙では都構想反対の現職が当選するなど、ここへきて橋下・維新への逆風が強まっていることも影響している。報道各社は、法定協での否決を「都構想、事実上の頓挫」などと報じた。

## 明らかになった「都構想」の虚構性

法定協議会には、府・市議会の各会派の議席数

に比例した合計二〇名の委員が出席する。審議を通じて、橋下・維新が宣伝するバラ色の「都構想」が虚構に満ちたものであることが分かった。

特に注目されたのが、「大阪都が実現すれば、二重行政の解消により四〇〇〇億円を節約できる」という宣伝が虚偽であった点である。橋下市長らが示した設計案をよく検討すると、節約効果は「七〇〇億円」とどまり、しかも地下鉄民営化など都構想と関係ないコスト減も含まれていた。これらを除くと節約効果は九億円程度にすぎない。報道各社はこれを「効果の水増し」、「都構想の皮算用で議会大揺れ」と批判的に報じた。さらに、国民健康保険や介護制度は特別区に分掌させず、特別区の財源が脆弱であり福祉や教育を担わせることが難しいので一部事務組合に担わせる（これは議会の監視が行き届きにくい）など、本末転倒の事態も明らかにされた。市民の財産である公有地を売却することを財源として予定するなど、およそまともな財政基盤がない（「収入の範囲で予算を組む」という橋下市長の言葉にすら反する」という実態も判明した。

さらに、最大で二〇〇〇人も職員不足が生じること、民間ビルを賃借しなければ庁舎が不足することも指摘された。

## 都構想の本質は「自治体の破壊」

都構想の狙いが何であるかは、これまでに進められてきた橋下・維新の施策をみればよく分かる。「官より民へ」という標語を掲げ、あらゆる事業や公的施設について「赤字のものは廃止する。黒字のものは民間にさせる」という流れを強硬に進めた。最近の例をみても、地下鉄・市バスは民営化する、市立幼稚園一九園は廃止・民営化する（うち二四園については市議会で否決）、第三セクターの泉北高速鉄道の株式は米国のファンドに売却する（府議会で否決された）などである。

公教育の縮小解体への流れも顕著である。小中学校に学校選択制を導入して、「選ばれない学校の淘汰・廃校」と「学校を選んだ保護者による自己責任」を徹底し、公教育の責任を放棄する。大阪市立桜宮高校における痛ましい体罰自殺事件までも利用して、同校への管理統制と政治介入を徹底的に強化した（念のため強く指摘しておくが、橋下市長は桜宮高校を「解体」しようとは一瞬たりとも思っていない。逆に、同校を上意下達の手配校として「強化」しようとしている）。

これらは、本質的には新自由主義の流れに沿った自治体破壊である。

他方で、「カジノ誘致」や「関西空港リニア新線の建設」には熱を入れている。後者については六〇〇億円ともいわれる建設費に見合う乗客数や収益を得られるのか試算は一切ない。

さすがに世論も変化しはじめている。二〇一三年一月に朝日新聞が実施した世論調査では、大阪都構想への反対が賛成を上回った。さらに、法定協議会での区割り案の否決を受けて橋下氏が辞職して「出直し市長選」を実施するという手法に對しては、六割以上が批判的である（二〇一四年二月・日本テレビ世論調査など）。

虚構に満ちた構想ではなく、事実と道理の上に立った民主的な構想こそが求められる。私たち法律家の責任も重大である。

# 大阪市職員思想調査 アンケートと国賠訴訟

大阪 遠地 靖志

## 一 はじめに

二〇一二年二月一〇日、大阪市の橋下徹市長は、大阪市の全職員に対して、「労使関係に関する職員アンケート調査」を実施した。アンケートの内容は後述するように思想良心の自由、政治活動の自由、労働基本権、プライバシー権、人格権を侵害する違憲・違法な「思想調査」そのものであった。本件は思想調査アンケートによって精神的苦痛を受けたとして、大阪市役所職員組合（市労組、自治労連加盟）の職員五九名が国家賠償請求を求めた事案である（なお、大阪市職員労働組合（市職・自治労加盟）も、市職及び職員が原告となり、大阪市及びアンケートを作成した野村修也特別顧問を相手取って損害賠償請求訴訟を提起している）。

二〇一二年七月三〇日に提訴（五五名が提訴、その後四名が追加提訴）し、現在までに口頭弁論が八回行われた。

## 二 思想調査アンケートの経緯

(1) 思想調査アンケートは、「市の職員による不適切と思われる政治活動、組合活動」について、「徹底した調査を行い、「膿を出し切」るためだと

している。しかし、その調査項目は、職員の思想や政治的傾向、労働組合活動に対する考え方まで問うものであった。

具体的には、「あなたは、この二年間、特定の政治家を応援する活動に参加したことがありますか」等の政治活動への参加の有無、「労働組合に入っていますか」「大阪市の組合の行う労働条件に関する組合活動に参加しますか」等の組合活動への参加の有無、さらには誰から政治活動や組合活動に誘われたのかを答えさせる、すなわち密告をさせる質問もあった。しかも、「このアンケートは任意ではありません。市長の業務命令として、全職員に、真実を正確に回答していただくことを求めます」「正確に回答がなされない場合は処分の対象となり得ます」と述べて、従わない場合は処分もあり得るといふ、市長の職務命令をもって強制したのである。

本来、地方公務員といえども、どのような思想・信条をもつかは自由であり、また、原則として政治的活動の自由及び労働基本権が認められている。本件思想調査は、公務員に認められている基本的人権を侵害する違憲・違法なものであった。

(2) 本件アンケート実施直後から、日弁連、大阪弁護士会をはじめ、青法協、自由法曹団、民法協などの法律家団体、労働組合が即時中止を求め

る声明が出され、大阪市は二月一七日に調査を中止せざるをえなくなった。二月二日には、大阪府労働委員会が、市職の救済申立てに対して「組合活動の有無を問う項目など支配介入に該当するおそれがある」として、大阪市に対してアンケート調査の続行を中止するよう求める異例の勧告がなされた。

しかし、橋下大阪市長は、思想調査中止後も、「組合の実態解明を諦めたわけではない」(二月八日付毎日新聞)と発言するなどし、現在に至るまで謝罪の言葉はなく、全く反省をしていない。

(3) 多くの職員は、自らの心に土足で踏み込むこの異常なアンケートには答えたくない、と思いつつも、市長の職務命令に違反して処分を受けるのではないか、という恐怖との間に板挟みとなった。

ある職員は、「最後の最後までアンケートを出すかどうか悩み、書けるところだけ書いて提出した。おかしいと思ながらも出してしまった」と述べている。

また、アンケートを出さなかった者も、「処分がある、ということに悩んだ。仕事を続けられるのかというのが一番の悩みでした」「私も処分のことですいぶん悩んで、ひとり家で泣いていた。私の老後はあるのかな、二、三年後、来年どうしてるんやろ。そんなことまで考えました」「こんなん絶

対に書きたくないと思ったけど、やはり、『処分』というのが頭にあった。私がクビになると、子どもにも迷惑をかけるし、どうしようかなくてすごく悩んだ」と述べている。

回答した職員は回答してしまったことの苦悩と後悔の念を抱き、一方、回答を拒否した職員も、回答を拒否することによる処分、不利益に怯えながら、回答拒否を決断せざるを得なかったのである。

### 三 本件訴訟の意義

本件訴訟は、原告を市職員個人とし、また、被告に野村氏を加えず、大阪市のみとしている。それは、本件思想調査が、橋下市長・市当局による職員支配のために行われたことを浮かび上がらせるためである。

本件思想調査は、職員個人の権利、自由を侵害されたと同時に、橋下市長の意向に従わない職員は処分もあり得ると明示することによって、橋下市長の方針に反対するとどんな処分がなされるかわからない、という雰囲気職場に作り出し、職員を萎縮させる効果をもたらした。本件訴訟は、橋下市長・市当局の職員支配に対し、市民の暮らしと権利を守るためにモノを言える公務員を守り、広げるたたかいかいでもある。

### 四 本件訴訟の争点

大阪市は、①思想調査アンケートを作成したのは野村氏であって、大阪市及び橋下市長はアンケートの内容を見ていない、職務命令を出したのは、アンケートの回収率を上げるためである、②大阪市及び橋下市長は、アンケートの内容を知らなかったのだから故意、過失がない、③アンケートの内容にも違法性はない、などと主張している。

しかし、原告が問題にしているのは、橋下市長が職務命令によって違憲・違法のアンケートを強制したことであって、誰がアンケートを作成したのか、ということではない。また、野村氏は大阪市から委託を受けて調査をしているのであって、この点からも大阪市の責任は免れない。

また、橋下市長は、就任直後から「組合と今の市役所の体質をリセットする」などと述べ、その後も「組合との関係について、……今、何が問題かを情報収集し、整理していますし、年明け早々に実態調査をしながら、どの点が問題かを明らかにして、皆さんにしっかりとマネジメントしていただかなければなりません」(二〇一二年年頭あいさつ)と述べるなど、組合活動が問題であるかのような発言を繰り返している。さらに、二〇一二年一月二日の記者会見では、「野村さんっていう

最強の調査のね、エキスパートが来られてますから、組合の実態調査とか、この市役所で行われてきた活動というものがどういふものなのかっていう実態調査をやつて、……だから、とにかくまずは実態調査をする」と述べている。すなわち、労働組合に対し敵意をもって、市職員や労働組合に対する調査を積極的に進めようとしていたのであつて、故意的に本件アンケートを実施したのである。

また、前述したとおり、アンケート内容が職員の思想信条の自由、政治活動の自由、労働基本権、プライバシー権、人格権を侵害していることは明らかである。大阪市は、市と組合の不適切な関係を明らかにするために必要な調査だと強弁するが、糺されるべきは一部の労働組合と癒着してきた市当局の方である。ましてや、政治活動への参加の有無、組合活動への参加の有無等を質問する必要は全くない。

## 五 ねごと

本件訴訟は、現在までに八回の口頭弁論が開かれた。毎回、多くの市民が傍聴に来ている。四名ほどの傍聴席に入りきらず、廊下に多くの人があふれるほどである(裁判所は、八階の裁判官室から大法院のある二階まで降りるのに時間がかか

るということで大法院を使おうとしない)。

ほぼ毎回、原告の意見陳述を行い、原告の受け精神苦痛がいかに重大なものであるかを訴えている。また、精神医学的な観点から損害を明らかにする工夫もした。

問となる予定である。

引き続き全国のみなさんご支援をお願いしたい。

今後、主に思想良心の自由に関する学者の意見書の提出も予定している。早ければ今夏に証人尋

## 第四五回定時総会(秋田)のご案内

青年法律家協会弁学合同部会は、後記の要領で定時総会を行います。ぜひご参加下さい。

□日時 二〇一四年六月二十八日(土) 一三時～二九日(日) 正午

□会場 秋田県秋田市

□地元特別講演 二十八日(土) 一三時二〇分～一四時三五分(予定)

「憲法を実現するために」(仮)

講師 鈴木正和氏(秋田県生活と健康を守る会連合会会長)

□地元企画 二十八日(土) 一七時～一八時(予定)

講演 「成瀬ダム公金支出差止訴訟について」  
報告 奥州光吉氏(成瀬ダム公金支出差止訴訟原告団長)

詳細は別途送付の定時総会のご案内をご参照いただくか、弁学合同部会本部事務局までお問い合わせ下さい。

# 大阪市労組・組合事務所事件

大阪 谷 真介

## 1 はじめに

二〇二二年二月に大阪市長に就任した橋下大阪市長は、「組合適正化」の御旗を掲げ、その第一弾として、職員労働組合が長年大阪市庁舎地下一階に構えてきた組合事務所を、二〇二二年四月以降の使用を不許可とし、明け渡しを迫った。

いままでもなく、組合事務所は、組合活動の最も重要な拠点であり、庁舎内にあることで、職員の労働条件、職場環境などの相談にきめ細かく対応でき、団体交渉や意見交換、その準備が支障なく進められる。

退去を求められた労働組合のうち、連合傘下の大阪市労連は早々に退去したが、自治労連傘下の大阪市労組・大阪市労組連(市労組や市教職員

組合等五労組の連合体)は、一歩も引かず、占有を継続したまま、不退職の決意をもって、二〇二二年三月に使用不許可処分取消等請求訴訟を提起、また大阪府労委に不当労働行為救済申立てを行った。その後、大阪市からは明け渡し訴訟も提起される中で、市庁舎の中から、約二年間の法廷・労働委員会闘争を繰り広げ、ついに二〇二四年二月二〇日、大阪府労委において、勝利命令を得るに至った。

## 2 大阪府労委における争点

申立人は、大阪市労組と大阪市労組現業評議会(大阪市労組の組合員のうち現業職員が結成している組織内労働組合)の二者で、救済を求める内容は、二〇二二年四月以降も市庁舎内の従前の

スペースを組合事務所として使用させる旨の命令と、同種の不当労働行為を繰り返さない旨のボストノーティスであった。

府労委での争点は、①混合組合である市労組の申立人適格、②使用許可の申請名義人でない現業評議会の申立人適格、③本件不許可処分・退去要求が労組法七条三号の支配介入の不当労働行為か、④後日施行された大阪市労使関係条例二二条(便宜供与の禁止)により救済の利益が喪失するか、であった。

大阪市は、③(不当労働行為性の有無)に関して、組合事務所の使用を不許可とする理由として、大阪市庁舎のスペース不足と大阪市庁舎内で労働組合が違法な政治活動をするおそれを払拭することをあげた。

この点、新規に組合事務所の貸与を開始する場合と異なり、一旦与えて継続的に使用している組合事務所を廃止する場合には合理的な根拠が必要であり、これを欠く場合には支配介入の不当労働行為になる。また仮に廃止に合理的根拠があっても、それを労働組合に説明し、労働組合の被る不利益や代替手段等について協議を行わない場合にもまた、支配介入の不当労働行為となる。

大阪市のあげる二つめの理由(スペース不足)は、大阪市庁舎は客観的にもスペースにはむしろ余剰があること、組合事務所の明け渡し方針を決定した橋下市長はスペース問題に一言も触れていないこと等から、全くの後付けであることは明らかであった。

また、二つめの理由(政治活動のおそれの払拭)は、労働組合に政治活動の自由が認められることは当然であること、労働組合が政治活動を行うことと組合事務所が市庁舎内にあることに関連性は皆無であること、そもそも大阪市労組が違法な政治活動を行っていないことは当局も認めていたこと等から、全く不許可・明け渡しの理由になり得ないものであった。しかも、大阪市は、組合事務所問題を「管理運営事項」として一切の団体交渉に応じない姿勢を貫いており、不当労働行為に於たることは明白ともいえた。

### 3 大阪府労委命令について

府労委は、結論として、大阪市の組合事務所使用不許可・明け渡し要求を支配介入の不当労働行為と認め、大阪市内に、大阪市労組に対し、不当労働行為を繰り返さない旨の誓約文の手交を命じた。

#### (1) 争点①、②(申立人適格)について

まず、争点①(大阪市労組の申立人適格)については、混合組合も労組法適用者の問題に関して労働組合として活動することができ、組合事務所のような団体的労使関係に関する活動についても、それが非現業職員に限った活動であるなどの特段の事情のない限り、直接的または間接的に労組法適用者の問題を含めた労働組合の活動であるとみるのが相当であるとして、これを認めた。

ただ、争点②(現業評議会の申立人適格)については、組合事務所の申請の名義人となっていないとして形式的に斥け、却下した。

#### (2) 争点③(不当労働行為性)について

府労委はまず、大阪市労組の組合事務所の使用について、各年度の行政財産目的外使用許可という形式をとっており、労使合意での組合事務所

の貸与ではないとしつつ、大阪市内が使用許可しないの方針転換をすれば、相当期間にわたり組合事務所の拠点と使用してきた組合事務所を使用できなくなり組合活動や運営を阻害するとして、大阪市内が方針を転換した経緯、大阪市内が示す退去通告及び本件不許可処分理由の内容やその理由の大阪市内労組への説明協議状況によっては、組合活動に対する支配介入に該当する余地がある、という規範を立てた。

そして、大阪市内は、当初は、使用料の減免を中止する方針であったが、庁舎内での政治活動問題が大阪市内議会で取り上げられたのを契機に、急激に、組合事務所の使用許可しない方針に転換したと、認定した。

その上で、市庁舎内での違法な政治活動のおそれを払拭するという理由については、実際に組合事務所を拠点に活発な政治活動が行われ、庁舎を訪れる住民にも一見してそれとわかり、庁舎内での政治活動が庁舎の公共性が疑われる事態が常態化していれば別であるが、通常は(庁舎内の政治活動と組合事務所の使用が)直接的に結びつく関係にあるとはいえないとし、大阪市内はその関連性について十分な検討をしておらず、まずは労働組合に対して具体的な行為について申し入れを行うなどして解決を図るのが一般的であるにもかかわら

ず、大阪市は申し入れすらしていない、とした。

また、市庁舎のスペースについては、大阪市のあげるスペースに関する資料の数字すら合わず杜撰で、論理的で秩序だった検討を疑っているとはいえず、スペース不足の数値自体疑問であり、やはり労働組合への説明や協議もない、と一蹴した。

そして結論として、支配介入の不当労働行為と断ぜざるを得ないと判断した。もともと、救済命令としては、使用許可の期間が一年であることから、使用許可申請の対象となった期間は終了しており(期間は一年)、今後、市が市労組に対し、使用許可するかは、組合から改めて申請がなされ、その時点での市庁舎の状況を考慮して判断されるものである、として「使用させなければならぬ」命令は出さず、誓約文の手交に留めるとした。

### (3) 争点④(労使関係条例)

この点に関しては、労使関係条例の施行によって本件の判断には影響しない、と一言触れただけであった。

## 4 府労委命令の評価と今後の裁判・運動について

橋下維新の労働組合排除の象徴的行為であった組合事務所明渡要求について、府労委が明確に不

当労働行為と断罪し、毅然として救済命令を発したことは、高く評価できる。ただ、行政財産目的の外用許可という行政処分であるという大阪市の当局の主張に引きずられ、「組合事務所の使用をさせなければならぬ」旨の命令を出さなかったことは、不当労働行為によって受けた破壊された労使関係を迅速に回復することを使命とする労働委員会の役割からすれば、不満が残る。

大阪市では、ちょうど二〇一四年二月初旬、大阪都構想の行き詰まりから議会と対立した橋下市長が辞任を表明し、大義のない出直し選挙に打ってでたところであった。本命令後の議会情勢によつては、これまた税金の無駄ともいえる中労委への再審査申立が否決されるのではないかとの期待も高まった。しかし結局、維新の会と公明党の賛成によって再審査が可決されてしまった。そうであれば、大阪市労組も府労委以上の命令を求めて再審査を行い、舞台は中労委に移ることとなった。

さらに、結審を本年五月に控える大阪地裁における行政訴訟・明渡訴訟においては、不当労働行為の結論はもはや固まったと言えるが、残された最大の争点である、労使関係条例二二条(便宜供与の全面禁止)の違憲・違法性に関する判断が焦点となる。他に類をみない「不当労働行為条例」

を何としてもここで打ち破らなければならない。その他に、大阪市労組は、未曾有の思想調査である職員アンケート事件も、大阪地裁においてたたかっている。これも弁論が積み重ねられ、佳境を迎えている。

引き続き、民主主義を守る最前線ともいえる大阪でのたたかいに、ぜひ全国の多大なご支援をお願いしたい。

### 第45回定時総会のお知らせ

2014年 6月28日(土)～29日(日) 秋田

### 2014年度日程のご案内

秋田総会で2014年度の日程を決定します。  
手帳にご記入ください。

#### 【常任委員会】

- \*第2回 2014年 9月12日(金)～13日(土)  
※3月号に誤記がありましたので訂正いたします。
- \*第3回 2014年12月 5日(金)～ 6日(土)
- \*第4回 2015年 3月 6日(金)～ 7日(土)

#### 【総 会】

2015年 6月27日(土)～28日(日)

# WTC住民訴訟について

大阪 西川 大史

## 1 はじめに

二〇一二年一月二日、大阪府民八四名は、橋下徹・前大阪府知事が大阪府庁舎を移転する目的で購入した大阪ワールドトレードセンタービル（WTCビル）の購入費用、及びWTCビルへの移転費用計九六億円の公金支出が違法であるとして、住民訴訟を提起した。

これまでに訴訟は二回の口頭弁論が行われ、大阪府がWTCビルを購入した当時、ビルの安全性や耐震性についての調査が杜撰であったことや、部局移転の際に無駄な公金が次々と支出されていたことが明らかになってきた。

## 2 WTCビル購入に至る経緯

WTCビルは、大阪市が出資して設立されたWTC会社が、「テクノポート大阪」計画として、大阪ベイエリアに民間企業を誘致すべく、二〇〇〇億円をかけて建築した五五階建ての超高層ビルである。しかし、当初の目論みは外れ、民間企業は大阪ベイエリアには進出せず、パブル崩壊とともに計画は破たんし、大阪府は無駄なビルを持て余すことになった。

そのような中、いわば救世主として現れたのが

当時の大阪府知事・橋下徹である。橋下氏は、二〇〇八年八月にWTCビルを視察した際に、「五五階の展望室からの眺望に「二筋の光が見えた」と言い、WTCビルこそ大阪府庁舎に相応しいと判断して、WTCビルの購入を決断した。そして、橋下氏は、大阪府庁舎をWTCビルに移転する構想を掲げて、「大阪府庁の位置を定める条例制定の件」及び移転経費を盛り込んだ一般会計補正予算案を、大阪府議会に提案した。しかし、大阪府議会は、府庁舎のWTCビルへの移転案を二度も否決した。それでもWTCビルへの庁舎移転に異常なまでに執念を燃やす橋下氏は、二〇一〇年六月一日、府議会の反対を押し切り、WTCビルの耐震性や災害拠点としての有用性について十分な調査をすることなく、約八五億円でWTCビルを購入した。そして、橋下氏は、WTCビルを「咲洲庁舎」として、府庁の各部局を順次移転し、移転費用として約二億円もの巨額の費用を支出した。

## 3 東日本大震災の発生、ビルの耐震性への不安が露呈

二〇一一年三月二日の東日本大震災において、大阪府内の揺れは最大で震度三であったにもかかわらず

ならず、WTCビルは約一五分にわたって揺れ続けた。WTCビル内の壁や天井が随所で崩落し、補修を要する箇所は三五〇カ所以上にもほり、ビル内のエレベータ全二六基が緊急停止し、停止したエレベータには職員が五時間近くも閉じ込められ、さらにはエレベータを支えるワイヤロープが絡まり、地震発生から九一日が過ぎても八基が復旧しないなどの被害が生じた。長周期地震動による被害である。高層建築物が長周期地震動で被害を受けることは、二〇〇三年の十勝沖地震から強く意識されるようになっていた。

WTCビルの耐震性への不安が露呈し、専門家や府民からの数々の批判を受け、橋下氏は、「咲洲庁舎の安全性と防災拠点のあり方に関する専門家会議」を開催して、専門家からの意見を聴取した。専門家からは、WTCビルには耐震性に大きな問題があるという指摘がなされ、橋下氏もWTCビルが災害対応拠点として相応しくないことを認めざるを得ず、WTCビルへの府庁舎の全面移転を断念した。

#### 4 耐震性の調査が杜撰であったこと

大阪府はWTCビルを府庁舎としての使用目的

で購入した。府庁舎は府の防災拠点となるべきものであつて、耐震性強固で、災害に強い建物でなければならず、一般の建物購入以上に、耐震性、安全性の調査をすべき義務がある。

ところが、大阪府がWTCビルの購入前に行った耐震性調査は、当時の建築基準法で定める耐震性基準を備えていることについて、大阪市及びWTC会社から確認しただけにすぎない。WTCビル建築当時は、耐震性についての基準は現在ほどに厳しくはなく、とりわけ長周期地震動についても問題とされていなかった時期であり、建築当時の法令の基準を備えていることはWTCビルの安全性の最低条件でしかなく十分な調査義務には程遠いものであつた。

また、大阪府は、WTCビルを購入するにあたって「長周期地震動による調査」として、日建設計に委託し、二〇〇八年二月から二〇〇九年一月にかけて、長周期地震動の影響調査を実施した。しかし、日建設計は、WTCビル建築時に設計業務を担当した業者であり、設計業者に調査を委託すること自体、相当性を欠いており、正確な調査結果が明らかになるはずがない。しかも、日建設計は、地震の専門家ではない者を調査の監修者に指名し、その当時最も信頼されていた地震波を参考にせずに独自の簡易な方法により調査を行うな

ど、極めて杜撰であつたことが明らかになつてきた。

加えて、WTCビルが位置する大阪・咲洲地区は、地盤が不安定で、液状化も起きやすい地域であり、防災拠点として相応しくないことは明らかであつた。しかも、WTCビルへの参集ルートは脆弱であり、交通の便も充実していないため、災害時には参集ルートが損傷・水没するおそれがあり、府の職員が参集できない可能性が高いとも指摘されている。

これまでの訴訟でのやりとりを通じて、WTCビルは防災拠点としての適格性を有しておらず、大阪府は購入当時、杜撰な調査しかおこなっていないことが明らかになった。それにもかかわらず、橋下氏は、二〇〇億円で建てられた建物を八五億円で購入できたのだから安い買物だと強弁している。しかし、耐震性、安全性を欠いた建物に何の価値もないことは明白であり、たとえいくらか安く購入しようとも無駄な公金の支出という他ならない。

#### 5 部局移転に伴う無駄な公金支出が明らかに

原告ら住民が、WTCビルへの部局移転に伴う

費用の支出について情報公開請求等により調査したところ、大阪府は、WTCビルに部局を移転する際に、贅沢な高級応接品や、高額のIP電話などを購入していたことが明らかになった。

大阪府では、WTCビルに部局を移転する際に、WTCビルの迎賓応接室用のアームチェア、センターテーブル、サイドテーブルを購入した。アームチェアは二脚二八万円、センターテーブルが一台二四万五〇〇〇円、サイドテーブルが一台二万五〇〇〇円の高級な応接セットであり、合計四八三万円を支払った。センターテーブル、サイドテーブルは、その表面材がマホガニーという高級木材で製作された高級贅沢品である。しかも、これらの応接セットが設置されている迎賓応接室の利用の大半は、維新の会の議員団による視察や、大阪府市統合本部の会議などで占められており、およそ府庁舎の迎賓応接室としての利用とは言い難いものであった。新たに購入された高級応接セットは、まさに不必要、不相当な経費の支出であった。

また、大阪府は、WTCビルに部局を移転するにあたり、N.T.T.西日本から、一台約七万円もするIPテレビ電話三五台を購入し、計二四四万二八二五円を支払った。このIPテレビ電話の導入目的は、WTCビルに移転した部局を尋ねて従来

の本庁舎を訪れた府民への案内やサービスの向上などとされていた。しかし、府庁舎の全面移転断念により、現状では、府民案内用のIP電話の設置は二台に限られ、その他は各部局間の連絡用としての利用に止まっているようである。一台約七万円もする高価なテレビ電話機を三五台も購入することは不相当な経費の支出であったというほかない。

厳しい大阪府の財政からすれば、高級な応接セット、IP電話の購入など断じて許されてはならない。

## 6 めいじ

提訴から二年が経過し、各争点について、双方の主張がほぼ出揃い、間もなく証人尋問が予定されている。WTC訴訟はますます面白くなってきており、今後は橋下氏を証人尋問し、WTCビル購入にあたって杜撰な調査しか行っていないことや、不必要かつ不相当な公金の支出を断罪していきたい。

青年法律家協会 創立50周年記念

# 『平和と人権の時代』を拓く

青年法律家協会弁護士学者合同部会〔編〕

青年法律家協会会員が近年取り組んできた平和、人権、民主主義、司法の民主化と権利救済の取り組みは、人権擁護と日本の司法の民主化に大きな影響を与えている。50周年を機にその取り組みの集約と改憲の動きに抗した実践的理論を指し示す。法曹志望者には必読。

◆好評発売中 A5判 定価2835円(税込) ISBN 4-535-51415-1

日本評論社  
http://www.nippyo.co.jp/

# いまダンス営業規制問題は どこまでできているのか

大阪 西川 研一

## 1 問題の所在

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（いわゆる風営法）においては、ダンス+接待+飲食させる営業（二条一項一号）、設備を設けて、ダンス+飲食させる営業（同項三号）、ダンスのみさせる営業（同項四号、但し、認定講師が教授する場合を除く）を行うには、風俗営業として都道府県公安委員会の許可が必要とされ（三条）、この許可を得ずに前記営業を行った場合、無許可営業罪（懲役二年以下、罰金二〇〇万円以下）として処罰される（四九条一項一号）。

この規定は、法文上は幅広い業態を含む解釈が可能であり、いわゆるDJなどがあるクラブやデイスコのみならず、ダンス教室やスクール、場合によってはカフェやバーなどもすべて対象になってしまう。さらには、ライブハウスや野外フェス、カウントダウンイベントなども含まれうる。

そもそも終戦後まもなく制定された風営法が客にダンスさせる営業を規制対象としたのは、わが国においては、ダンスホールがキャバレーに近似した形態で営業され、かつ、売春事犯が多数発生していたという歴史的経緯による（注解風営法I・二五頁）。

しかし、近年において、客にダンスをさせる営

業が売春に利用されているという例が多発しているという実態は把握されていない（岩瀬政府参考人、平成二五年四月一五日予算委員会第四分科会議事録）。すなわち、「ダンス」が売春などの行為に発展するいかかわしい（善良の風俗を害するおそれのある）ものであることから風俗営業として規制したという規制理由が、現代においては存在しなくなっている。

にもかかわらず、ダンス営業規制として、時代遅れの規制だけが残存していることから、過度の摘発を招くなど、大きな問題となっている。以下、ダンス営業規制削除に向けた法改正運動と、ダンス営業規制違反として公判請求されているNON訴訟について、幸いにも両方に関わらせていただいている立場から、これらを概観する。

## 2 ダンス営業規制削除に向けた

### 法改正運動

#### (1) 署名運動や国会などの動き

ダンス営業規制項目を削除する運動は、Let's DANCE署名推進委員会により、二〇一二年五月に開始した署名運動（坂本龍一氏が呼びかけ人を皮切りに、同年一月には弁護士ら一〇〇名以上が参加したLet's DANCE法律家の会結成、シンポジウム等イベント開催などを行ってきた。二

〇二年五月には一五万筆に上る署名を国会に提出している。

国会では、署名提出と時を同じくして、超党派の議員連盟(ダンス文化推進議員連盟)が結成され、ヒアリング活動や中間とりまとめ提言発表など精力的活動を行っている。

内閣府では、規制改革会議(創業ITワーキンググループ)においても、主に経済成長の観点から、この問題をテーマとして取り上げ、「ダンスを基準に規制をすることは不合理かつ効率が悪いのではないか」といった議論を展開している。

さらに、市議会や区議会において、ダンス規制削除を求める意見書が採択されている。また、クラブ事業者などによる地域貢献などを目的とした業界団体も複数結成されている。

## (2) 法改正案原案

そして、二〇一四年三月、議員連盟はダンス営業規制項目の改正原案をまとめ、今国会に改正案を提出する運びとなった。

改正原案の内容は、ダンス営業規制を完全に削除し、これまでのダンス飲食店営業は飲食店営業として規制するという内容(A案)と、風俗営業としてのダンス営業規制は削除するが、同時に「ダンス飲食店営業」などのカテゴリーを創設してこれを届出制とするともに、「深夜酒類提供型大規模ダンス営業」については許可制とする内容

(B案)である。

## (3) 明らかになってきたこと

この間の様々な場での議論のなかで、ダンス営業が規制される実質的理由は、クラブなど三号営業とされる形態(クラブすべてが三号営業に該当するかは、後述NOON訴訟参照)における、騒音、酔客の狼藉、未成年者の立入りであるとされてきた。もちろん、これらの周辺迷惑行為が許されず、未成年者保護が必要であることは言うまでもない。

しかし、これら周辺迷惑行為等はダンスに起因するものではなく、深夜に酒類を提供する飲食店における共通の問題である。「ダンス」をさせる営業であつても、それ以外の営業であつても、深夜に酒類を提供する以上、騒音、酔客の狼藉、未成年者の立入り等が禁止されなければならないことは共通である。そうであれば、「ダンス」させる営業も含めて、現在の深夜酒類提供飲食店営業に対する規制(風営法上のものも、それ以外のものも含む)として、実効的な規制が行われるべきである。仮に、既存の規制で足りない部分があるとすれば、各問題に対応する規制の見直しを行うことと対応すべきである。さらにクラブなどが清掃等の地域貢献を行うことも重要であろう。もつとも、ダンス営業規制が、問題とされている周辺迷惑行為等に対して、あくまで間接的規制でしか

いことは明らかであり、実効性ある対応のためにも、ダンス営業規制の削除が必要である。

また、前記B案のように「大規模ダンス営業」のみ許可制とすることにも合理的理由はない。大規模ゆえに特別な問題が生じる(例えば大量の顧客出入りなど)というのであれば、それは大規模集客施設(スタジアム、劇場、映画館など)と共通の問題なのであるから、ダンスでなく大規模集客施設という点に着目した規制を行うべきである。

さらに、「ダンス」基準を残すこと自体、どのような行為をダンスとするのか等、後述NOON訴訟で明らかとされたような解決不可能な問題を持ち込むことになり、やはり許されるものではない。以上から、これまで生じてきた問題を解決する法改正を実現するには、ダンス営業規制を完全削除する内容での法改正(A案)が必要である。

## 3 NOON訴訟について

### (1) 概要

NOON訴訟は、二〇一二年四月四日午後九時四三分、クラブNOONにおいて、設備を設けて飲食をさせ、「ダンス」させる営業を無許可で行ったとして、同クラブオーナーが逮捕勾留され、その後、無許可営業罪で公判請求された訴訟である(大阪地裁係属)。

NONON訴訟では、同オーナーと、二〇名以上の弁護団で、憲法違反などを理由に無罪を主張してきた。学者証人三名、警察官七名を含む二〇名近くに及ぶ証人尋問や被告人質問、国会議事録や風営法関連文献などの膨大な書証、さらには摘発直前にDJがかけていた数曲のミックスCDを提出するなどして、立証を行ってきた。

二〇一四年一月九日に結審し、同年四月二十五日午前一〇時から判決言い渡しの予定である。

(2) 公判で明らかになったこと

公判では、多くのことが明らかとなった。

現代においては、立法当時に見られたようなダンスを媒介に男女間を引き合わせ、売買取春を助長する営業が存在せず、立法事実そのものが存しないこと。売買取春を抑止するというダンス営業規制の目的は、売春防止法制定によって同法に取って代わられたことから、実質的処罰根拠が喪失していること。クラブにおける表現の自由(憲法二二条一項)が、多様な芸術表現活動を受け入れ、それらを組み合わせて新たな表現の誕生を仕掛けることなどにあり、ダンス営業規制はこれを不当に侵害するものであること。もちろん、ダンス営業規制がクラブ営業の自由(憲法二三条一項)を不当に侵害していること。検察官は、風営法上の「ダンス」について「男女の享乐的な雰囲気醸成、性風俗のびん乱等社会の風俗に影響を及ぼす可能性

がある」と社会通念上認められる「舞踏」と定義するが、抽象的評価の表現に過ぎ、明確性を欠いていること(憲法二三条)。摘発当時にNONONに来ていたお客さんらは純粹にプリティッシュロックを楽しむので身体を動かしてただけであつて、検察官が言うところの性風俗秩序を乱すような「ダンス」が行われていなかったこと。基準があいまいなため、摘発を担当した警察官らは、どのような行為が違法な「ダンス」に当たるかについて相互に矛盾した証言をなし、結局恣意的な判断で摘発を行っていたこと、などである。

4 今後について

法改正については、ダンス営業規制削除に向け、議員連盟がダンス営業規制削除の法改正案を提出しやすい環境を整えること、とりわけ世論の盛り上げを図っていくことが重要であると考えている。

またNONON訴訟については、前記のような公判における成果を広く伝えることとともに、無罪判決も予想される四月二十五日の判決結果を踏まえ、しかるべき展開につないでいくべきと考ええる。法改正運動とNONON訴訟が両輪となり、双方によい結果をもたらすよう力を尽くす所存である。

青法協弁護士学者合同部会設立40周年記念誌

人権の砦として

— 弁学合同部会40年の軌跡 —

それぞれの時代の部会に属した諸先輩の生き生きとした活動が豊富に語られ、過去40年のさまざまな教訓が惜しみなく盛り込まれています。

本記念誌に綴られた青法協の歴史と会員の活動は、その一つひとつに、憲法の平和的・民主的条項擁護の旗を高く掲げ、人権侵害の被害者とともにあつてその救済をはかり、新たな課題に果敢に挑戦するという青法協の“魂”というべきものを教えられる、人権活動に取り組む弁護士・研究者必携の書です。

●お支払方法：郵便振替(手数料はご負担下さい) ●後払い

青年法律家協会弁護士学者合同部会

TEL. 03-5366-1131 FAX. 03-5366-1141 e-mail bengaku@seihokyo.jp



B5版・280ページ  
定価2,500円(税込)

# 大阪での原発事故損害賠償訴訟について

## 原発賠償関西訴訟

大阪 白倉 典武

### 1

福島第一原子力発電所事故から三年が経過した。今もなお、多くの方々が福島原発事故のために避難を余儀なくされており、また、多くの方々が被ばくの不安の中の生活を余儀なくされている。

関西にも、福島県やその周辺の都県から多数の方が避難している。復興庁の統計でも関西への避難者数は三五〇〇人を超える。もともと、これは福島、宮城及び岩手県からの避難者の人数であり、関西に多数いるはずの関東地方からの避難者は含まれていない。このことを考えれば、福島原発事故による関西への避難者数は四〇〇〇人は下らないと思われる。また、関東からの避難者が多数存在するという事実からも分かるように、関西への避難者の多くは、避難指示等対象区域外からの、いわゆる「自主的避難」とされる方々である。

### 2

この「自主的避難」とされる避難者には、特に子どもの放射線被ばくによる健康被害をおそれて避難している方も多い。そのため、関西への避難者には、夫は仕事等の都合により避難元で生活し、妻と子どもが避難して世帯の分離が起こっているという家庭が多いことも特徴である。

福島原発事故により大量の放射性物質が環境中に放出され、日本全国に影響が広がった。この福島原発事故に起因する放射線被ばくを受け入れて生活をするか否か、受け入れるとしてどの程度の被ばくを受け入れるかということを決めるのは、国ではなく、個々の被害者である。

そして、個々の被害者の置かれた状況によってリスクのとらえ方は異なるし、またそれぞれの置かれた状況によって被ばくを避けるためのコスト、

あるいは被ばくを受け入れながら生活するコストは異なるのであるから、それぞれの立場に応じた、それぞれの選択が尊重されなければならない。

人は、例えば生まれ故郷など、自ら選択した社会生活関係の中で、自らの人格を形成し発達させていく権利を有している。裏を返せば、国は、どのような場においても生活を続け、人格形成を行うことができるような環境、例えば住居や職業、医療などのインフラを整えるべき義務を負っていると考えなければならない。

したがって、被害者それぞれの選択が尊重されるということは、避難をするか、あるいは滞在を続けて生活をするのかのいずれの選択をした場合であっても、生活を行う上で必要な環境、つまり住居、仕事、医療その他のインフラを整備すべき義務を国が負っているということである。また、

避難したと否とにかかわらず、福島原発事故に由来する被ばくを原因とした健康被害に対する医療・検査体制を整えなければならない。

ところが、国は、二〇二二年六月に子ども被災者支援法を成立させたものの、その施策を具体化させるためには基本方針を策定しなければならぬいにかかわらず、その後一年以上にわたり基本方針を策定せず放置した。さらに、二〇一三年一〇月になってようやく基本方針を閣議決定した。しかしながら、その内容は不十分というほかなく、前記のような国の負っている義務を充たすものではないし、被害者の要求を充たすものでもない。

### 3

関西への避難者やその家族は、二〇一三年九月一七日、二七世帯八〇人が原告となり、国と東京電力を被告として、大阪地方裁判所に訴えを提起した。その後、二月一八日に二四世帯四〇人で第二次訴訟を、今年(二〇一四年)三月七日に四〇世帯一〇五人の原告が第三次訴訟を、それぞれ提起し、大阪地裁では、八一世帯二五人が、国と東京電力の責任を追及する裁判の原告となっている。このうち、避難指示等対象区域内から避難した原告は二二世帯二七人であり、区域外からの避難した原告(あるいは滞在を続ける原告)は六九世帯一九八人である。また、区域外の

原告のうち福島県外の原告は二二世帯三四人である。

原発賠償関西訴訟においては、避難指示等対象区域内であると区域外であるとかかわらず、また避難者であると滞在者であるとかかわらず、同一の原告団を構成し、原則として同一の請求をたてている。避難指示等対象区域内外か、あるいは避難したが滞在を続けたかにかかわらず、福島原発事故によって、もともと生活をしてきたコミュニティその他の被害者を取り巻く関係(関西訴訟では、これを「社会生活関係」と言っている)から切り離され、あるいはそれが変容し、自らが選択した社会生活関係を基盤とした人格の発達可能性を失われたこと、また、平穏な生活を奪われ、放射線被ばくによる将来の健康被害に怯えながら生活を余儀なくされたことについて変わりはなく、そこに本質的な違いはないと考えられるからである。

なお、前記のとおり、二〇一三年九月一七日に第一次訴訟を提起しているが、原発賠償関西訴訟では、現在まで第一回期日の指定がされていない。これは、原発賠償関西訴訟では、全ての原告について訴訟救助の申立をしており、第一次訴訟の原告については全員について訴訟救助が認められたが、国が即時抗告したこと、現在も訴訟救助に関する審理が続いているからである。

### 4

原発賠償関西原告団・弁護士団では、裁判を通じて国と東京電力の責任を明らかにし、被害の完全賠償を勝ち取ることは当然であるが、それを超えて、被害者の生活基盤や医療体制の整備など、国に被害の完全回復のための制度を構築させることをめざしている。

同様に、被害の完全な回復のために、福島原発事故を請求原因として国や東京電力に対して損害賠償請求などを求める集団訴訟は全国各地で提起されており、現在までに、福島地裁や同地裁いわき支部をはじめとして、全国一七地裁に提起され、原告数は六五〇〇人を超える。そして、現時点でも、新たな訴えの準備が全国ですすめられており、今後も原告数が増えることは確実である。

被害の完全賠償、被害の回復のための制度を国に構築させるといふ訴訟の目的を達成し、被害者が、避難するか、滞在を続けるか、避難先から避難元に戻るのか、というそれぞれの選択に応じて、必要な支援を受ける権利を実現するために、全国弁護士団や原告と連帯していくことが必要であると考えられる。また、訴訟内だけではなく、訴訟外での運動が、被害者の被害回復のためには必要不可欠であり、全力で取り組んでいく決意である。引き続き、全国のみならずあらゆる支援助をお願いします。

青法協弁学会合同部会二〇一三年度第四回常任委員会（あいち）

あいち支部地元企画

大内裕和教授（中京大学国際教養学部）講演

若者の貧困と将来の民主主義の危機

—奨学金苦・ブラックバイトの背景に潜む構造的な社会問題—

あいちにおける拡大常任委員会の地元企画の一つとして、二〇一四年二月四日、中京大学教授の大内裕和先生に表記テーマで講演頂きました。

◆「ブラックバイト」の発見と提唱

大内先生は、最近メディアでもたびたび取り上げられる「ブラックバイト」問題の名付け親です。この問題を「発見」したのは、先生が二〇一三年に

学内約五〇〇名を対象に学生アルバイトの調査を行ったときのこと。そこで明るみに出たのは、低賃金であるにもかかわらず、正規雇用労働者並みの義務やノルマ、重労働を課されるアルバイトがはびこっている現実でした。

大内先生は、このような「学生であることを尊

重しない働かせ方」をさせるアルバイトを独自に「ブラックバイト」と名付け、自身のフェイスブックで提唱したところ、多方面から大きな反響が寄せられ、マスコミからの取材も受けるようになりました。

◆「ブラックバイト」現象の背景

大内先生は、「ブラックバイト」現象が広がることになった理由として、①学生の経済状況の悪化、②奨学金制度の不備、③労働市場の変化・悪化を挙げます。

①学生の経済状況の悪化

全国大学生協連の調査では、下宿生の仕送り額の平均は、一九九六年度に月一〇万円強であったところが、二〇一二年度には月七万円弱まで減少しています。その背景には当然、世帯年収の減少があります。仕送りが困難となる結果、自然と地

元の大学に進学する傾向が強くなり、地方から都市部に出て下宿する学生は少なくなっていると言います。

### ②奨学金制度の不備

また、日本の奨学金制度は「貸与」が一般で、「給付」が当たり前の海外と比較して不備が大きいと指摘します。その貸与も、有利子の割合が年々増加し、二〇二三年度には日本学生支援機構の有利子奨学金の利用者は一〇〇万人を超えました。その利子は、金融機関と債権回収会社の利益となります。

有利子であるため、必要であっても「奨学金を借りない」あるいは「借りる額を抑制する」学生が少なくありません。アルバイトで働いて学費を稼ぐのです。将来の返済準備のため、在学中にアルバイトでお金を貯める学生もいます。

ここには、奨学金制度がアルバイトの抑制につながっていない現実があります。

### ③労働市場の変化・悪化

そしてさらに大きな視点で見ると、高度経済成長期以降の労働市場の変化・悪化が背景にあります。とりわけ、一九九九年の労働者派遣法改悪、二〇〇四年の製造業への派遣解禁を契機に非正規雇用労働者は急増し、一九九二年に一〇五三万人

(雇用者全体のうち二一・七パーセント)だったのが、二〇二二年には二〇三万人(三八・二パーセント)まで膨れあがっています。かつて補助労働であったはずの非正規雇用労働者の「基幹」化が進んでいるのです。

アルバイトの現場では、「バイトリーダー」「バイトマネージャー」「パート店長」など、非正規労働者が重い責任を負わされていることが珍しくありません。正規社員が不在の状態で店舗が回っているのです。先生曰く、授業中に職場から電話を受け、「責任者だから行かなければいけない」と言っただけで早退する学生の姿も見られるそうです。

## ◆若年層の貧困化と

### 民主主義の危機

「ブラックバイト」問題は、単に学業への影響だけにとどまりません。ひいては民主主義の危機を招くと大内先生は警鐘を鳴らします。

学生がアルバイトを最優先にすることで、学び、考える場としての大学はその意義を低下させ、学生の知的衰弱が進行します。そのような学生が「無法地帯」のブラックバイトに接すれば、有益な社会経験となるどころか、むしろ「無法地帯」の当然視、就職後の「ブラック企業」の受容につながってしまうことが危惧されます。

ブラック企業の生み出す問題は深刻です。低賃金は若年層の貧困化を招き、未婚と少子化を劇的に進行させています。また、激務の常態化は思考の衰退を導き、雇用の不安定と社会的承認の不足から、閉塞感や不透明な将来に対する不安が蔓延しています。

その結果として、日常の鬱憤を晴らし、社会的承認欲求を満たす装置として「極右」「嫌韓」「嫌中」の思想が台頭し、在特会、ヘイトスピーチといった行動に走らせることになりました。「ブラックバイト」が、将来の民主主義の担い手となるべき若者を危うくさせることにつながっているのです。

## ◆改善へ向けて／おわりに

大内先生は、問題の改善のために、①「ブラックバイト」の社会的認知拡大、②高校・大学における労働法教育、③未払賃金の獲得実践、④「ブラックバイト」対策マニュアルの作成、⑤奨学金制度の充実、⑥非正規労働者の抑制・待遇改善などの必要性を主張します。

単なる学生生活の枠内にとどまらない日本社会の構造的な問題を、分かりやすい言葉と軽快な語り口で語っていただき、たいへん有意義な講演でした。

(文責・鈴木哲郎)

## 「基本構想」に基づく「新時代の刑事司法制度」の 立法化に反対する意見書

二〇一四年二月一五日

青年法律家協会弁護士学者合同部会

(二〇一四年三月一五号一四頁からの続き)

### 三 「被告人の証人化」について

「基本構想」は「公判廷に顕出される証拠が真正なものであることを担保するための方策等（司法の機能をも妨害する行為への対処）」として、「証人の出頭及び証言を確保するための方策」、「証拠湮滅罪等の法定の引上げ」とともに「被告人の虚偽供述に対する制裁」をあげ、その内容として、「被告人の虚偽供述を抑止し、真実の供述を確保するため、公判廷における被告人の虚偽供述に対する制裁を設けることについて、指摘される懸念をも踏まえ、その採否も含めた具体的な検討を行う。」とした。

この「基本構想」では被告人の「虚偽供述に対する制裁」の具体的な方法として、「現行の被告人質問を維持しつつ、被告人質問でなされた虚偽供述を処罰

対象とする罰則を設ける方法」と「確立している証人尋問手続きを活用することによって被告人に証人適格を認め、その供述を証拠とすることを望むときは、被告人が証人として偽証罪の制裁の下で証言する仕組みとすること」の二つが示されていたが、「作業分科会における検討(1)」では、被告人を証人とする案が選ばれた。すなわち、現行の被告人質問を廃止し、被告人が事件について事実を供述するためには証人とならなければならない、これについては被告人の包括的黙秘権は適用せず、一般の証人と同様に証言拒絶権以外は黙秘や供述拒否は認めないという内容である。

そして、「作業分科会における検討(2)」においてもこの「被告人に証人適格を認め、被告人が証人として行った偽証にも偽証罪が適用されるものとする」という、被告人の「証人化」の提案が維持されている。

しかし、こうした「被告人の証人化」の構想には、以下述べるように到底賛成することができない。

(1) 立法事実の不存在

① 「基本構想」が「被告人の虚偽供述に対する制裁」の立法化の必要性の根拠として指摘しているのは、以下の点である。

(ア) 被告人の公判廷における供述の在り方として、わが国の被告人質問が英米法系とも大陸法系とも異なる、言わば中途半端な存在であるとしたうえで、こうした「中途半端な被告人供述の取扱いが、総じて被告人の公判供述に対する信用性に疑義を生じさせることとなつていてはないかとの指摘」があること、

(イ) 「一般国民の間では、うそをついてはならないのが当たり前であるのに、被告人がうそをついても制裁がないというのは、刑事司法制度の在り方が国民の意識から離れ離れしたものととなり、国民の信頼を失うものとならなにかとの指摘」があること。

(ウ) 現行の被告人質問制度を維持して、被告人が公判廷で虚偽の供述しても何ら処罰を受けないままとするのでは、新たな刑事司法制度がより充実した公判審理を指向するとしても、被告人の捜査段階における供述調書への過度の依存を改めることはできないことから、被告人が公判廷で真実を語るべきであるとい

う当たり前のことを担保するため、公判廷における被告人の虚偽供述を処罰する制度を導入すべきとの意見が示されたこと。

② しかし、これらの点は、以下述べるように立法事実たりうるものではない。

(ア)については、現行の被告人質問に対しては反対尋問が行われ、被告人が事実を争うケースでは、検察官や裁判官から極めて厳しい反対質問が行われ、供述の信用のチェックがなされている。偽証罪の制裁がないから一般的に被告人の供述の信用性が乏しいという実情はない。

(イ)については、法廷で虚偽の供述をした者は被告人であつても処罰すべきだという、ポピュリズムのレベルでの道徳論にすぎず、立法事実たり得るものではない。

(ウ)については、前半部分にて、被告人の虚偽供述を処罰しない現行制度を維持すると捜査段階における供述調書への過度の依存を改めることはできないと述べるが、両者は関連性が無い。供述調書への過度の依存を改めることを口実に、被告人の虚偽供述への制裁を導入しようとする転倒した論理である。また、この制度の導入は後述するように、過度の依存をかえって高めることになる。また、後半部分は、②と同様に、ポピュリズムのレベルでの道徳論が述べられているに過ぎない。

③ 「被告人の虚偽供述への制裁」の立法趣旨を「司法の機能を妨害する行為」ととらえるのであれば、立法事実として、被告人の虚偽供述によ

り公判審理に支障が出ているということが示されるべきだが、そのような事実は、これまで議論されたことはなく、またこの「基本構想」でも全く指摘されていない。

(2) 被告人の防御権制約のおそれ

① 現行の被告人質問を廃止し、被告人が供述するのは証人としてだけという「被告人の証人化」を導入すれば、被告人の公判廷における供述に萎縮効果をもたらすことは明らかである。捜査段階において検察官の誘導や圧力に屈して虚偽の供述をしてしまった被告人が、公判廷でこれをくつがえす供述をした場合には、「偽証罪」の圧力を背景に検察官から供述調書を基にした反対質問がなされることになる。そして、仮に供述調書の内容が信用性が高いとして証拠採用されて判決で有罪となれば、公判廷での供述が虚偽供述として偽証罪の対象となる。

こうした事態を考えると、被告人は公判において捜査段階の供述を覆えして、真実を語ることはできなくなりかねず、防御権の制約は著しい。

② 加えて、「作業分科会における検討(2)」では、「被告人の虚偽供述に対する制裁」の拡張型として、以下の提案がされている。すなわち、「被告人又は弁護人の請求により、被告人が作成した供述書又は被告人の供述を録取した書面で被告人の署名若しくは押印のあるものが取り調べられたときは、その供述が公判期日における証言としてされたものとみなし、裁判所は、検察官に尋問の機会を与えなければなら

いものとする。」との提案である。

しかし、これが制度化されると、自らに有利な捜査段階における供述書や供述録調書が存在しても、被告側は、その取調べ請求をあきらめるか、あるいは請求する場合には「証人」として検察官の反対質問を受ける負担を覚悟するのか、二者択一を迫られることになり、防御権の制約は著しい。

(3) 供述調書への依存を高め、捜査改革に逆行する  
そして、被告人が公判廷で「証人」として供述することを迫られることになれば、被告人の供述は、捜査段階において作成された供述調書からしか得られなくなるから、このことは、捜査段階の供述調書の比重が格段に高まることになり、いままですべてに供述調書への依存を高めることになる。これは国民的な期待である捜査改革に逆行するものである。

(4) 「結論ありき」の議論の不当性

「作業分科会における検討(2)」では、以下の項目が「制度設計上の検討課題」とされている。

○ 被告人が証人として証言する場合や被告人の供述書等が取り調べられた場合に、共同審理を受けている共同被告人にも尋問の機会を与えるものとするか。

○ 被告人が偽証以外の方法で虚偽の供述を公判に顕出すること(虚偽の供述書の提出等)も、処罰の対象とすべきか。

○ 被告人が証人とならないこと自体により不利

益な推認がされてはならない旨の規定を設けるべきか。

○ 被告人が証人となる場合、現行の被害者参加人による被告人質問(刑訴法第三二六条の三七第一項)と同様の範囲・要件で、被害者参加人による被告人の尋問を認めるものとするか。

しかし、これらは、制度導入の可否の検討に当たっての前提問題として解決しておくべきものであり、被告人の「証人化」は、こうした議論を置きざりにした「結論ありき」のものであり、極めて不当である。

#### 四 勾留と在宅の間の中間的処分について

(1) 「基本構想」は、「被疑者・被告人の身柄拘束の在り方」について、「身柄拘束に関する適正な処分を担保するため、その指針となるべき規定を設ける」という提案のほかに、「勾留と在宅の間の中間的処分を設ける」という提案について、「指摘される懸念をも踏まえ、その採否を含めた具体的な検討を行う」とした。

この「勾留と在宅の間の中間的処分」(以下、中間処分という)については、「作業分科会における検討(1)」において、①その要件が、「被疑者が罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由があり、かつ、罪証を隠滅し又は逃亡すると疑うに足りる相当な理由がある場合であって、中間処分が相当であるときに限り、することができるとする。」とされ、②期間は二か月、③被疑者に遵守事項が課され、これに違反した

場合等には刑事施設に引致され、留置の必要があると判断される場合には検察官による勾留請求を経て裁判官が勾留することができるといふ内容が示された。しかし、ここでは、「中間処分が相当であるとき」が如何なる場合かは示されていない。次いで、「作業分科会における検討(2)」において、この「中間処分が相当であるとき」について、次のような要件が示された。すなわち、「(保釈不許可事由の)いずれにも該当せず、かつ、被疑者が罪証を隠滅し又は逃亡するおそれの程度、隠滅するおそれのある罪証の内容及び性質その他の事情を考慮して相当と認めるときに限り、することができるとする。」

(2) この提案は、一見すると、これまで勾留されていた事件が中間処分に移行し、被疑者・被告人の人權保障に大きく寄与するかの印象を与える。

しかし、そのような単純なものではなく、以下述べられるような大きな問題をかかえている。すなわち、この中間処分によって、従来勾留がなされていた範囲が縮小されて、勾留による被疑者の権利の制約が緩和される保障はなく、逆に拡大・強化される運用となること懸念されるのである。従来であれば、事案の軽微さや被疑者の受ける不利益の重大さ等により、勾留請求とされず、あるいは勾留請求が却下されていた事案まで、この中間処分の対象となることが想定されるのであり、この処分が住所の制限や捜査機関への出頭義務まで課していることを併せ考えると、その不利益の拡大は看過しがたい重大なものといえる。

ことに、「作業分科会における検討(2)」の「検討課

題」において、「検察官が勾留を請求した場合にも中間処分を可能とするか。」あるいは「勾留中の被疑者について中間処分への変更を可能とするか。」などというテーマが摘示されているところ、仮にこれらを認める制度設計となるとすると、前述の懸念はより拡大するのである。さらに、「保釈制度とは別に、起訴後についても中間処分を設けるか。」とのテーマも「検討課題」として摘示されており、起訴後の被告人のうける不利益が拡大するおそれも強いのである。

結局のところ、捜査官による供述の獲得に向けた手段を拡大することに大きく貢献する制度として機能するのではないかと危惧が存するのである。

(3) 中間処分の創設は、現在の勾留実務の実情が、適正手続や被疑者・被告人の防御権の観点から大きな問題を抱えているという問題意識の下に提案されているのであり、そうであるとする、勾留実務の改善と合わせ、その制度設計が検討されなければならない。しかるに、「基本構想」や「作業分科会における検討」は、現行の勾留実務は基本的に適正に運営されていることを前提とした、勾留実務の改善を伴わない構想となっており、この点からも問題がある。

### 第三 議論の在り方について

#### 一 憲法論、原理原則論の欠如

本来、刑事司法制度をめぐる諸課題の検討においては、憲法が保障する刑事手続き上の諸権利をはじめとする被疑者、被告人の権利保障の観点からの議

論が不可欠である。

しかし、「基本構想」においては、憲法論や適正手続保障、黙秘権の保障といった原理原則との関係で検討が行われた形跡はまったくみられない。特別部会における審議の過程においても、憲法論をはじめとする被疑者、被告人の権利保障の観点を踏まえた議論はほとんど行われていない。むしろ、刑事訴訟法研究者である井上正仁委員が、取調受忍義務の存否をめぐる問題を「神々の争い」と評していたことから明らかとなり、議論の全体を通じて憲法論、原理原則論が無視ないし軽視されていた。

取調受忍義務の存否をめぐる議論ばかりでなく、通信傍受の合憲性の議論や黙秘権をめぐる議論、証拠開示をめぐる議論などは、現在においても、学説上厳しい対立、議論が交わされている争点であり、制度改革を検討する上でもこれらの議論の蓄積を踏まえた検討は必要不可欠である。

この点、法律専門家ではない委員からは、取調べの全面可視化の意見が出されたり、全面的証拠開示といった憲法論、刑事手続き上の原理、原則論に忠実な提案が出されていたが、十分な理論的な根拠を提示できないまま、法律専門家らによる反対意見に押し立てられた。

憲法論、刑事手続き上の原理、原則論の無視ないし軽視の姿勢は、刑事司法制度の問題を扱う法制審議会の特別部会の姿勢として許されないものといわざるを得ない。とりわけ、本来、憲法論をはじめとする理論的問題について専門的知見を有しているはずの刑

事法研究者の特別部会における議論の姿勢は厳しく批判されるべきである。

## 二 「はじめに結論ありき」の議論

「基本構想」や「作業分科会における検討」といった「取りまとめ」の書面は、捜査機関側の官僚が中心となつて作成されていることもあつてか、特別部会における議論状況が反映されないものとなっている。

一例として、取調べの録音・録画制度をめぐる議論を見てみよう。マスコミ報道にもあるように、この問題については特別部会における議論の対立状況があり、全事件における取調べの全過程での可視化を求める有識者委員らと、対象事件を裁判員制度対象事件としたうえで取調官の裁量に委ねる、あるいは例外事由を広く認める案を主張する法務・検察や警察の官僚委員らの意見とが対立しており、前述したA案とB案というような意見の対立ではないのである。しかるに、取りまとめられた書面では、全事件における全過程での可視化を求める意見は全く記載されていないのである。

また、議論状況が反映されていないばかりでなく、「取りまとめ」の内容が、一定の方向に結論付けられ、一定の議論に誘導する「取りまとめ」となっている点にも大きな問題がある。

## 三 「二体的提案」の不合理さ

現在の刑事司法制度のかかえる課題は、数々の誤判、冤罪事件の温床となつた被疑者取調べ中心の刑

事手続全体の構造の改善、改革であり、そのための改革提案として録音・録画制度の導入による取調べの全面的可視化、全面的かつ事前の証拠開示、起訴前保釈の導入をはじめとする保釈制度の改善、弁護人の取調べ立会権、被疑者国選弁護の拡大等の提案が議論の俎上に乗ってきたところである。

ところが、今回の特別部会においては、これらの改善、改革提案については、被疑者国選の拡大を除いては、部分的かつ限定的な提案しかなされておらず、防衛権の保障や適正手続の保障という観点からは極めて実効性の乏しい提案となっている。すなわち、①可視化問題については、裁判員制度対象事件の身柄事件のみを対象としたうえで録音・録画の適用対象外事由を幅広く認めるという捜査機関のための録音・録画制度がめざされ、②証拠開示については、僅かにリスト開示が、「犯罪の証明又は捜査に支障を生じるおそれ」までをも不開示事由とする内容で提案されており、③身柄拘束の改善については、実務的な運用においてこれまで認められていた保釈が狭められる方向で機能しかねない「勾留と在宅の中間処分」の提案にとどまっている。

他方で、取調べ中心主義に親和的で、かつ取調べの比重を現在以上に高める可能性のある捜査権限の拡大、強化を志向する司法取引の導入、通信傍受の拡大、会話傍受の導入、「被告人の証人化」等々の提案が同時になされ、混然一体となつて議論されている。しかし、被疑者、被告人の防衛権に関連する課題と捜査権限の拡大強化のテーマが一体として議論される

必然性はない。このことは、通信傍受の拡大、会話傍受の導入が、被疑者国選の拡大や証拠開示の問題と一体となつて議論される必然性、必要性が存在しないことから明らかである。

このような関連性に乏しく、かつ方向性の全く異なる提案が同時になされることにより、刑事手続き上の原理、原則に反し被疑者、被告人の適正手続き上重大な疑義がある立法提案が、部分的可視化、被疑者国選の拡大、公判前整理手続の枠組みのもとでの例外ありのリスト開示といった「ささやかな成果」との引き換えに法曹三者による政治的な妥協として、実現されるとしたら、国民にとって極めて不幸なことと言わねばならない。

### おわりに

冒頭に述べたとおり、特別部会において検討されている「改革」は、検察のあり方に対する批判的検討が国民的な期待であったにもかかわらず、捜査機関の権限の拡大、強化を実現するものに変容してしまっている。

このような「基本構想」に基づく「新時代の刑事司法制度」の改革提案は、二〇一〇年の司法制度改革審議会意見書による「刑事司法改革」が、「経済構造改革」の「最後のかなめ」として、規制緩和・市場原理主義社会における治安対策の強化（刑罰の強化）を実現するために公判手続の大幅な制度改革を実現したのに続いて、今度は捜査段階の制度改革＝刑罰強化を

断行しようとするものと言えよう。

しかし、私たちは社会のあり方として、そうした刑罰強化や治安国家化を望んでいない。幸いわが国社会における犯罪発生件数は減少を続けており、治安悪化という現象は見られない。そのような中で、殊更に捜査権限の拡大、強化を断行しようとする基本構想の内容は、まことに歪で異常な内容であると言わざるを得ない。

当部会は、以上の理由により、かかる「基本構想」の立法化には強く反対するものである。

以上

会員の  
みなさまへ

## 青法協メーリングリストへの登録を呼びかけます

青法協ネットは、登録していただいた方に、青法協の活動内容などをお知らせするとともに、憲法・司法・人権課題など、自由にご意見・ご要望、各支部・会員の活動などをお送りいただき、活動に反映させるために立ち上げたものです。

登録希望の方は、事務局 (bengaku@seihokyo.jp) まで、アドレスをお送り下さい。



▼私は、青法協大阪支部の支部ニュースの編集も担当しています。

▼大阪支部ニュースは、年に一回くらいしか発行

されない時期もありましたが、現在は、年に四回発行をめざしてがんばっているところです。

▼先日、大阪支部ニュースのバックナンバーに目を通しました。ボス弁や弁護士と一緒に仕事をしている弁護士の若かりし姿がとても新鮮で興味深かったです。

▼私も、どういう原稿を集めるか、原稿依頼、原稿催促……と、正直面倒になってしまふときがありますが、大切なニュースを担当することになったのだと、気持ちを新たにしました。

▼この「青年法律家」は毎月発行され、号外も出されていますよね。毎月発行を継続されていることには心から敬意を表します。

▼これからも、毎月の「青年法律家」を楽しみにしています。

(岡 千尋)